4　法第二十八条第二項第八号の最高裁判所規則で定める事項は、第一項第一号から第五号まで、第二項各号並びに前項第二号及び第四号に掲げる事項並びに法第二十三条第四項においてその例によることとされる法第二十一条第四項の規定により再生した通信について法第二十九条第五項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分とする。

第十二条中「第二十二条第三項」を「第二十九条第五項」に、「第二十六条第三項」を「第三十三条第三項」に、「第二十一条第二項」を「第二十七条第三項又は第二十八条第三項」に改める。

第十三条中「第二十三条」を「第三十条」に改める。

第十四条第一項中「第二十三条第二項」を「第三十条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第二十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第二十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第五項中「第二十四条」を「第三十一条」に改める。

第十七条第三号中「第三十条」を「第三十七条」に改める。

省　令

○農林水産省令第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）を実施するため、漁業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

漁業法施行規則の一部を改正する省令

漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（漁業取締りに係る体制の整備）	
第二条の四　農林水産大臣は、漁業監督官が法第七十四条第一項の事務を円滑に実施することができるよう、漁業取締本部その他必要な体制の整備を行い、水産庁長官に当該事務等に従事する職員を指揮させることにより、漁業取締りの効果を最大限に発揮させるとともに、漁業取締りに関する国民の理解の増進を図るものとする。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第十四号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成三十年一月十五日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会
二　名　称　第十三回土地家屋調査士特別研修
三　期　間　平成三十年二月九日から同年三月三十一日まで
四　内　容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査を実施する。

○厚生労働省告示第六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年一月十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ ウズベキスタン　英国　エストニア　オーストリア　キプロス　キルギス　ジョージア スイス　スウェーデン　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　ドイツ（ニーダーザクセン州を除く。）　トルクメニスタン　ノルウェー　ハンガリー　フィンランド　フランス（ドゥー・セーブル県、メーヌ・エ・ロワール県及びロット・エ・ガロンヌ県を除く。）　ベラルーシ　ベルギー　ポーランド　ポルトガル　マルタ　モルドバ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン	欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ ウズベキスタン　英国　エストニア　オーストリア　オランダ　キプロス　キルギス ジョージア　スイス　スペイン　スロベニア タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　ハンガリー　フィンランド　ブルガリア　ベラルーシ　ベルギー ポーランド　ポルトガル　マルタ　モルドバ ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン